

# 改正育児・介護休業法の定着を チェックシート

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成 21 年、育児・介護休業法が改正されました。制度を改めて点検し、仕事と育児・介護が両立できる職場環境づくりに取り組みましょう！

## 労働時間の短縮措置等

チェック ✓

3歳までの子がいる労働者を対象とした1日6時間の短時間勤務制度を設けた	<input type="checkbox"/>
短時間勤務制度の適用対象外となった労働者に対して、 ①フレックスタイム制度 ②始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ ③事業所内保育やそれに準ずる措置（ベビーシッターの手配や費用負担等） ④育児休業の制度に準じる措置（休業期間を3歳まで延長する等） のいずれかを利用できる制度を設けた	<input type="checkbox"/>
3歳までの子がいる労働者を対象とした所定外労働（残業）の免除制度を設けた	<input type="checkbox"/>

## 育児休業制度

労使協定の中で、育児休業の取得、残業の制限等の制度が利用できない対象者から「配偶者が子を養育できる状態である労働者」を外した	<input type="checkbox"/>
労働者が配偶者と共に育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を1歳2ヵ月まで延長できる規定を設けた（パパ・ママ育休プラス）	<input type="checkbox"/>
出産後8週以内に子の父親である労働者が育児休業を取得した場合、育児休業の再度取得を可能とする規定を追加した	<input type="checkbox"/>
育児休業が再度取得できる要件に「子の負傷や疾病で2週間にわたる世話が必要となった場合」、「保育所に入所申請を行ったが当面入所できない場合」という規定を追加した	<input type="checkbox"/>

## 介護休暇・看護休暇

子の看護休暇制度を、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の休暇が取得できるよう変更した	<input type="checkbox"/>
子の看護休暇を取得できる事由に、「子の予防接種または健康診断の受診」という項目を追加した	<input type="checkbox"/>
介護休暇制度を新設し、要介護者が1人なら年5日、2人以上なら年10日の介護のための休暇が取得できる制度を設けた	<input type="checkbox"/>

## 制度全般に関わる事項

労働者からの育児休業・介護休業の申出に対し、会社から休業期間等を通知する規定を追加した	<input type="checkbox"/>
法改正の内容が適用になる有期契約労働者の育児・介護休業および休暇制度などを見直した	<input type="checkbox"/>
育児・介護休業法にもとづく措置を利用している労働者が不利益な取り扱いを受けないよう、昇進・昇格の人事考課の扱い等、改正法の指針を踏まえて確認を行った	<input type="checkbox"/>
育児・介護休業法の改正にもとづく労使協議を行い、労働協約（就業規則）を見直したことを労働者に周知した	<input type="checkbox"/>

## 100人以下の事業所に対して

① 短時間勤務制度 ② 所定外労働の制限 ③ 介護休暇	が適用される。就業規則などを改正した	<input type="checkbox"/>
-----------------------------------	--------------------	--------------------------

## ～知っていますか？母性健康管理に関する法律～

\*妊婦中、会社に申請すれば、勤務時間内であっても健診に行けます！

\*妊娠中、ラッシュアワーの混雑を避けるため、通勤緩和が請求出来ます！

\*妊婦は勤務時間の短縮や軽易業務への転換が可能です！

\*妊娠中の休憩時間を長くする、回数を増やす等が出来ます！

\*妊婦が請求した場合、残業や夜勤、休日出勤は拒否できます！

など、妊娠中でも、働きながら安心して産むことが出来る保護規定があります。

